		⑸　（注１）（注２）（注６）（注９）（注11） ⑹　（注１）（注６）（注９） ⑺　（注２）（注４）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑻　（注４）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑼　（注６）（注９）（注11） ⑽　（注２）（注４）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑾　（注２）（注５）（注９）（注11） ⑿　（注２）（注９）（注11） ⒀　（注３）（注７） ⒁　（注３）（注８） ⒂　（注１）（注２）（注５）（注６）（注９）（注10） ⒃　（注１）（注２）（注５）（注６）（注９）（注10） ⒄　（注１）（注２）（注６）（注９）	（注４）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注５）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注６）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 （注７）　地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注８）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 （注９）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注10）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注11）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。			
	3　再免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） ⑸　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） ⑹　（注１）（注２）（注10） ⑺　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑻　（注１）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑼　（注１）（注10）（注12） ⑽　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。	3　［同左］	［同左］	［同左］